

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日は、
翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則(職員厚生課)

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則(商工指導課)

◇公安規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

一 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正

1 恩給の支給方法を、現行の隔地払から原則として口座振替の方法に改めることとした。(第三十八条関係)

2 年金である恩給の受給手続、恩給受給者の届出義務等につ

いて1に伴う所要の改正をすることとした。(第三十九条、第四十五条の三、別記第二十七号様式、別記第三十五号様式の二の二関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県恩給給与細則の一部改正

1 恩給の支給方法を、現行の隔地払から原則として口座振替の方法に改めることとした。(新第八条関係)

2 年金である恩給の受給手続、恩給受給者の届出義務等について1に伴う所要の改正をすることとした。(第九条、第十五条、別記第二十七号様式、別記第三十八号様式関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 鳥取県恩給支払規則を廃止することとした。

四 施行期日

この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

一 中小企業高度化資金の貸付対象事業について次のとおり追加、廃止及び内容の変更をすることとした。(別表関係)

1 追加

施設集団化事業(異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(以下「知識融合開拓法」という。)の認定を受けた事業協同組合等が、研究開発の成果に係る事業を協同して行うため、知識融合開発事業計

画に基づき、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業)

2 廃止

設備共同廃棄事業

3 内容の変更

(一) 特定共同施設事業の共同公害防止等事業の貸付対象から商業店舗共同利用事業に係るものを除く。

(二) 特定共同施設事業の共同防災施設事業の貸付対象から小売商業連鎖化事業に係るものを除く。

(三) 構造改善等高度化事業(一般)の貸付対象から小売商業連鎖化事業に係るものを除き、知識融合開拓法に基づく企業合同事業に係るものを追加する。

(四) 構造改善等高度化事業(特定)の貸付対象に知識融合開発事業計画に基づき実施する事業に係るもの及び施設集団化事業に係るものを追加する。

(五) 災害復旧高度化事業の貸付対象に施設集団化事業に係るものを追加する。

(六) 特別広域高度化事業の貸付対象に施設集団化事業に係るものを追加する。

二 ソフトウェア開発取得事業に必要な資金の貸付対象から特定共同施設事業に係るものを除くこととした。(第三条関係)

三 新たに商店街活性化施設整備事業に必要な資金を貸し付けるものとする。こととした。(第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第三条、別表関係)

五 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正) 第一条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「休日又は日曜日」を「金融機関の休日」に改める。

第四十一条を削る。

第四十条の見出しを「(恩給振込預金口座変更の届出)」に改め、同条中「が恩給の支給を受けようとする指定金融機関」を「は、口座振替の方法により恩給の支給を受けようとする金融機関又は口座番号」に、

「恩給支給指定金融機関変更届(別記第三十三号様式)を現に指定している指定金融機関を経て当庁」を「恩給振込預金口座開設(変更)届(別記第三十二号様式)を知事」に改め、同条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第一項を次のように改める。

恩給の支給を口座振替の方法により受けようとする者は、恩給振替預金口座開設(変更)届(別記第三十二号様式)を知事に提出しなればならない。

第三十八条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「第三十七条第二項」に、「別記第三十二号様式」を「別記第三十三号様式」に、「作り」を「作成し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第八十条ただし書に規定する国民金融公庫等(以下単に「国民金融公庫等」という。)は、恩給給与金請求書(別記第三十三号様式)を作成し、これを支給期月の五日までに知事に提出しなければならぬ。

第三十八条を第三十九条とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

(支給方法)

第三十八条 恩給の支給は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることが困難な者については、隔地払の方法によ

ることができる。

第四十四条中「すみやかにその旨を知事に届けなければ」を「速やかに住所(本籍)変更届(別記第三十四号様式)を知事に提出しなければ」に改め、ただし書を削る。

第四十五条の二第一項一号中「戸籍謄本」の下に、「(知事が相当と認めた場合には、受給者の戸籍に記載された事項に関する市町村長又はこれに準ずる者の証明書をもつて戸籍謄本又は戸籍抄本に代えることを妨げない。)」を加え、同条第二項中「次の区別によつて」を「次の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式に準じて」に改める。

第四十五条の三中「、昭和の奇数年における九月に」を「毎年一回、知事が定める月の末日までに」に改める。

第四十六条中「前条」を「第四十五条の二」に改める。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」を削り、備考を次のように改める。

備考 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。

別記第七号様式の五中「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」を削り、備考を次のように改める。

備考 退職後において氏名を改めたときは、「氏名」欄及び「年月日 生」欄に括弧書で旧氏名を併せて記載すること。

別記第八号様式から別記第十一号様式まで、別記第十三号様式及び別記第十五号様式の二中「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」を削り、備考を次のように改める。

備考 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。

別記第二十七号様式中

退職年金額計算書	支給 銀行	銀 店 (
----------	----------	----------

行 (出張所) を 退職年金額計算書

に改める。

別記第二十七号様式の二中

退職事由	支給銀行
------	------

銀 行 を 退職事由

店 (出張所)

に改める。

別記第二十八号様式中

退 職 年 金 額 計 算 書 公務傷病に因る恩給	支給 銀行
------------------------------	----------

銀 行 を 退 職 年 金 額 計 算 書
店 (出張所) 公務傷病による恩給

に改める。

別記第三十号様式中

遺族年金額計算書	支給 銀行	銀 店 (出張
----------	----------	------------

行 (出張所) を 遺族年金額計算書

に改める。

別記第三十三号様式を削る。

別記第三十二号様式中「(第三十八条、第四十条関係)」を「(第三十九条関係)」に改め、同様式を別記第三十三号様式とし、別記第三十一号様式の二の次に次の一様式を加える。

第三十二号様式 (第三十九条、第四十一条関係)

恩給振込預金口座開設(変更)届

預金口座開設 金融機関	金融機関名			金融機関の 証明欄 確認印
	店舗名			
	預金種別	1 普通	2 当座	
	金融機関コード	店舗コード		
	口座番号			
	口座名義人(カタカナ)			
指定(変更)の時期	年	月	支給期以降	
証書記号番号	第	号		

上記のとおり届け出ます。

鳥取県知事 殿

年 月 日

フリガナ

住所

フリガナ

氏名

電話番号

()



別記第三十四号様式を次のように改める。

第三十四号様式(第四十四条関係)

住所(本籍)変更届

一 証書の種類 普通恩給 退職年金(該当のもの以外は斜線で消除すること。)

扶助料 遺族年金

一 証書の記号番号 第 号

一 旧住所(旧本籍)

一 新住所(新本籍)

右のとおり届け出ます。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿

別記第三十五号様式中「(調査期月 年九月)」を「(調査期月 年 月)」に改め、「(支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所))」を削り、「(判らない)」を「(分らない)」に、「(こえる)」を「超える」に、「(禁こ)」を「(禁錮)」に改める。

別記第三十五号様式の二中「(調査期月 年九月)」を「(調査期月 年 月)」に改め、「(支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所))」を削る。

別記第三十五号様式の二中「(調査期月 年九月)」を「(調査期月 年 月)」に改め、「(支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所))」を削る。

別記第三十五号様式の二中「(調査期月 年九月)」を「(調査期月 年 月)」に改め、「(支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所))」を削る。

支店、出張所」を削り、「判らない」を「分らない」に、「こえる」を「超える」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

(鳥取県恩給給与細則の一部改正)

第二条 鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「休日又は日曜日」を「金融機関の休日」に改める。

第十四条を第十六条とする。

第十三条に次の一項を加える。

3 恩給受給者は、前二項に規定する申立書を毎年一回、知事が定める月の末日までに提出しなければならない。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(本籍又は現住所変更の届出)

第十二条 恩給受給者は、その本籍又は現住所を変更したときは、速やかに住所(本籍)変更届(別記第三十四号様式)を知事に提出しなければならない。

第十条を削る。

第九条の見出しを「(恩給振込預金口座変更の届出)」に改め、同条中「が恩給の支給を受けようとする指定金融機関」を「は、口座振替の方法により恩給の支給を受けようとする金融機関又は口座番号」に、「恩給支給指定金融機関変更届(別記第三十三号様式)を現に指定している指定金融機関を経て当庁」を「恩給振込預金口座開設(変更)届(別記第三十二号様式)を知事に」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)

第十条 国民金融公庫等に恩給証書を担保に供した者は、その期間中前条に規定する手続を要しない。

第八条第一項を次のように改める。

恩給の支給を口座振替の方法により受けようとする者は、恩給振込預金口座開設(変更)届(別記第三十二号様式)を知事に提出しなければならない。

第八条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「第七条第二項」に、「ではない時期において、」を「以外の時期において」に改め、「恩給給与請求書」の下に「(別記第三十三号様式)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給法第十一条第一項ただし書に規定する国民金融公庫等(以下単に「国民金融公庫等」という。)は、恩給給与金請求書(別記第三十三号様式)を作成し、これを支給期月の五日までに知事に提出しなければならない。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(支給方法)

第八条 恩給の支給は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によるものが困難な者については、隔地払の方法によることができる。

別記第一号様式、別記第一号様式の二、別記第二号様式から別記第六号様式まで、別記第八号様式、別記第九号様式、別記第九号様式の二、別記第十号様式、別記第十一号様式及び別記第十三号様式中「支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所)」を削り、備考を次のように改める。

備考 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。

別記第二十七号様式中

普通恩給金額計算書	支給 銀行	銀 店 (出 張所)
-----------	----------	------------------

普通恩給金額計算書	改める。	
-----------	------	--

別記第二十八号様式中

普通恩給金額計算書 公務傷病に因る	支給 銀行	
----------------------	----------	--

普通恩給金額計算書 公務傷病による	改める。	
----------------------	------	--

別記第三十号様式中

扶助料金額計算書	支給 銀行	銀 店 (出張 所)
----------	----------	------------------

扶助料金額計算書	改める。	
----------	------	--

別記第三十三号様式を削り、別記第三十二号様式を別記第三十三号様式とし、別記第三十一号様式の次に次の一様式を加える。

第三十二号様式

恩給振込預金口座開設(変更)届

預金口座開設 金融機関	金融機関名			金融機関の 証明欄
	店 舗 名	預 金 種 別	1 普通 2 当座	
	金融機関コード	口座番号	店舗コード	
	口座名義人(カタカナ)			
指定(変更)の時期	年	月	支給期以降	
証書記号	番号	第	号	

上記のとおり届け出ます。

鳥 取 県 知 事 殿

年 月 日

フリガナ

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号



別記第三十四号様式を次のように改める。

第三十四号様式

住 所 (本 籍) 変 更 届

一 証書の種類 普通恩給 退職年金 (該当のもの以外は斜線で消除すること。)

扶助料 遺族年金

一 証書の記号番号 第 号

一 旧住所 (旧本籍)

一 新住所 (新本籍)

右のとおり届け出ます。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥 取 県 知 事 殿

別記第三十七号様式及び別記第三十八号様式中「(調査期日 年九月)」を「(調査期月 年月)」に改め、「(支給銀行 銀行 店(本店、支店、出張所))」を削り、「判らない」を「分らない」に、「こえる」を「超える」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

(鳥取県恩給支払規則の廃止)

第三条 鳥取県恩給支払規則(昭和三十九年四月鳥取県規則第三十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十一条第一項第三号」の下に「又は第十一号」を加える。

第三条第六項中「別表各号」の下に「(第九号を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

10 県は、予算の範囲内において、地方公共団体及び事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会をいう。以下同じ。)が出資し、又は拠出している民法法人(事業協同組合等が出資金額又は拠出された金額の合計額(中小小売業者又は中小サービス業者が出資し、又は拠出している金額を含む。))の二分の一以上を出資し、又は拠出しているものに限る。)が商店街活性化施設整備事業(当該事業協同組合等が中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号。以下「小売振興法」という。))第四条第一項の認定を受けた商

店街整備計画に基づき、商店街の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設を設置する事業をいう。)を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

別表中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 施設集団化事業

政令第三条第一項第一号の二に規定する事業

別表第九号(一)中「第二号又は」を「第二号の(一)若しくは(三)又は」に改め、「(第二号の(二)に掲げる事業のうち、当該事業を行う特定中小企業者等の大部分が小売商業を行う者である事業及び第二号の(四)に掲げる事業を除く。）」を削り、同号(二)中「第五号の(一)若しくは(二)」を「第五号の(一)」に改める。

別表第十一号(一)中「掲げる事業」の下に「(第一号の(二)に掲げる事業のうち、小売商業に係るものを除く。）」を加え、同号(三)中「第十八号及び第十九号」を「第十八号から第二十号まで」に改める。

別表第十二号(一)中「第七号」を「第八号」に改め、同号(二)中「第七号まで、第九号、第十号」を「第六号まで、第八号から第十号まで」に、「又は特定地域中小企業対策臨時措置法」を、「特定地域中小企業対策臨時措置法」に改め、「適応措置に関する計画に基づき実施する事業」の下に「又は異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第十七号)第四条第一項の認定を受けた知識融合開発計画に基づき実施する事業」を加え、同号(三)中「第七号まで、第九号、第十号」を「第十号まで」に改め、同号(四)中「中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号。以下「小売振興法」という。))」を「小売

振興法」に改める。

別表第十三号中「第七号、第九号又は第十号」を「第七号から第十号まで又は第十一号の(三)」に改める。

別表第十四号中「第八号」を削る。

別表第十五号中「第八号」を「第七号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和六十

年二月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

東富安公園のテニスコート

日ノ丸産業テニスコート

を

東富安公園のテニスコート

に、

米子市宮湊山球場

明道公民館プール

倉吉市勤労青少年ホーム

を

米子市宮湊

倉吉市勤労

鳥取県立倉

倉吉市

山球場

青少年ホーム

吉体育文化会館

倉吉市

に、
気高町宮プール

気高町宮プール

財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団鹿野

鹿野町運動広場

を

海洋センター

気高郡鹿野町

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】